道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（自動車検査証の記載事項） **第三十五条の三**　法第五十八条第二項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二十一　（略） 二十二　次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項 イ　（略） ロ　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第八条第八項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証区域計画をいう。次条第一項第七号ロ及び第五十二条第二項第一号において同じ。）に従つて行われる技術実証（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証をいい、特殊仕様自動車運行（同条第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車運行をいう。次条第一項第七号ロ及び第五十二条第二項第一号において同じ。）を含むものに限る。）に使用される特殊仕様自動車（特区法第二十五条の二第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車をいう。次条第一項第七号ロにおいて同じ。）その旨 二十三～二十九　（略） ２・３　（略）	（自動車検査証の記載事項） **第三十五条の三**　法第五十八条第二項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二十一　（略） 二十二　次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項 イ　（略） ロ　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第八条第七項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証区域計画をいう。次条第一項第七号ロ及び第五十二条第二項第一号において同じ。）に従つて行われる技術実証（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証をいい、特殊仕様自動車運行（同条第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車運行をいう。次条第一項第七号ロ及び第五十二条第二項第一号において同じ。）を含むものに限る。）に使用される特殊仕様自動車（特区法第二十五条の二第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車をいう。次条第一項第七号ロにおいて同じ。）その旨 二十三～二十九　（略） ２・３　（略）

○国土交通省令第六十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の七、第十七条の十五及び第二十四条並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月一日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第一条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（試験の施行及び試験の期日等の公告） **第十条**　（略）	（試験の施行及び試験の期日等の公告） **第十条**　（略）

改正後	改正前
（自動車検査証の記録事項） **第三十五条の四**　法第五十八条第二項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項 イ　（略） ロ　特区法第八条第八項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画に従つて行われる技術実証に使用される特殊仕様自動車　特区法第二十五条の二第二項第三号イ（1）、（4）及び（5）に掲げる事項 ２・３　（略） （自動車検査証等の提示の命令） **第五十二条**　（略） ２　地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき（第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき）は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。 一　特区法第八条第八項の規定による技術実証区域計画（特殊仕様自動車運行を含むものに限る。）の認定 二・三　（略）	（自動車検査証の記録事項） **第三十五条の四**　法第五十八条第二項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項 イ　（略） ロ　特区法第八条第七項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画に従つて行われる技術実証に使用される特殊仕様自動車　特区法第二十五条の二第二項第三号イ（1）、（4）及び（5）に掲げる事項 ２・３　（略） （自動車検査証等の提示の命令） **第五十二条**　（略） ２　地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき（第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき）は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。 一　特区法第八条第七項の規定による技術実証区域計画（特殊仕様自動車運行を含むものに限る。）の認定 二・三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
（試験の施行及び試験の期日等の公告） **第十条**　（略）	（試験の施行及び試験の期日等の公告） **第十条**　（略）